

令和 4 年 6 月 2 日

若手研究者海外挑戦プログラム報告書

独立行政法人日本学術振興会 理事長 殿

受付番号 202180014

氏 名 望月 滯

若手研究者海外挑戦プログラムによる派遣を終了しましたので、下記のとおり報告いたします。
なお、下記記載の内容については相違ありません。

記

1. 派遣先：都市名 ミュンスター (国名 ドイツ)
2. 研究課題名（和文）：近世ドイツにおける大学の政治性
3. 派遣期間：令和 4 年 3 月 1 日 ～ 令和 4 年 5 月 30 日 (91 日間)
4. 派遣先機関名・部局名：ミュンスター大学 法学部 法制史学科

5. 派遣先機関で従事した研究内容と研究状況（1/2 ページ程度を目安に記入すること）

本研究計画の目的は、思想史と社会史の狭間でそれ自身への注視が疎かになっている大学そのものを、法制・政治的な側面から捉え直し、一つの権力体としてヨーロッパ近世史の中に再定位するものであった。この研究では、ケルン大学を対象として中近世ドイツの大学が他の権力体とどのような点で区別されるか、を i) 手法 ii) 論理 iii) ネットワーク iv) 効果の点から分析することを目した。

具体的な研究内容としては、当初計画されていた受入研究者と留学期間の変更に伴い、内容の内 B) 手法と論理の比較へ焦点を絞り、これまでの研究から判明している大学の自己理解とその発露の在り方に関する仮説を精緻化することに努めた。

この為に第一には、カトリックの枠内、大学内部にて生じた争いの事例として、1500 年代に生じたイタリア人法学者 Petrus Ravennas と神学部教授 Jacob v. Hoogstraten の論争に注目した。この事例からは、教会秩序に対する大学の理解が、ローマ教皇庁を中心とした中央集権体制を志向するものではなく、寧ろ地方教会に重きを置いてその裁量権を認める、一種の地方分権を志向するものであったことが判明した。

他方、大学の外側との争いの事例としては、1530 年代後半に生じた、大学裁判権をめぐる衝突を扱った。この事件は、学生であり聖職者でもあった被告をケルン市がケルン大学へ引き渡そうとした際に、大司教の法廷が当該の人物が自身の裁判権に服することを主張したものであり、地方有力者やローマ教皇庁をも巻き込む形で展開した。この事例からは、教会秩序の中に自らの位置づけを見出しつつも、同時に他の権力から峻別される固有の権力体として振舞おうとする大学の自己理解を看取できるだろう。

以上の事例から、本研究に於ける仮説は十分に説得力を持つものとして立証されたと言えよう。

6. 研究成果発表等の見通し及び今後の研究計画の方向性 (1/2 ページ程度を目安に記入すること)

以上の二事例に関しては、国内は勿論のことドイツに於いても殆ど等閑視されてきたものであり、また極めて鮮明な形で大学の自己理解を浮き彫りにすることができるものであることから、本研究から明らかになったことを踏まえ、学会に於ける口頭報告を行うことや論文を国内外の査読紙に投稿することは、十分検討の余地があると判断することができる。具体的には、この二つの事例を扱った日本語論文二本を、『西洋史学』ならびに『史学雑誌』へ投稿することを計画している。

今後の研究計画の方向性に関しては、この研究によってより精緻化された近世大学に関する仮説を軸に、近世ヨーロッパ社会に於ける大学の存在が持った意義を解明していく。とりわけ、1) 一つの政治権力として、その権力の拡張と防衛をめぐる大学が大司教や都市など他の権力の間でどのような立ち振る舞いをする中で自己の目的を貫徹しようとしたか、そして 2) 大学の自己理解は大学構成員全体に共通するものであったか、の二点が今後の研究では重要となるだろう。

1) に関しては、本来の研究計画に含まれていた、A) ケルン大学のネットワークと対応の効果に深く関係するものである。実際、大学自身が如何なる自己理解を有していたとしても、それが何らかの形で現実に達成されなければ、大学の政治性を論じることはさしたる有益性を持ち得ないだろう。彼らの自己理解が周辺権力との関係でどのようにして達成され、どのような点で妥協が見いだされたか、を理解することで初めて、近世ヨーロッパ社会に於ける大学の政治性は十分に理解されたとと言えるだろう。

2) に関しては、1530 年代の法廷論争から既に極めて重要な示唆を与える史料が発見されている。即ち、ケルン大学の特権をめぐる議論のさなか、法学部は法学部から輩出された学長 Nicolaus v. Steinwick の見解を支持せず、寧ろその訴えが法的に不適切であるとして批判を繰り返しているのだ。結局、この問題は大学と大司教の間の法廷闘争へと発展することになるのだが、大学側からは法学部を除く三学部が参加し、法学部は中立を保つこととなる。この一見すれば大学に対する離反にも見える法学部の行動は何に由来するものなのか、他の分析から導出された大学全体としての自己理解とはどのような関係にあるのか、この点を解明することは、近世ヨーロッパ社会に於ける大学と学識者、社会の関係を理解する上で極めて重要となるだろう。

なお、本研究で得られた見識を基に、8 月からミュンスター大学法学部の法制史学科に正規入学を果たし、博士論文の執筆を目指すことになっている。

7. 本プログラムに採用されたことで得られたこと (1/2 ページ程度を目安に記入すること)

本プログラムの採用は、採用者にとって次の二点に於いて極めて有益だったと言える。

1) 充実した在外研究環境の構築

先ず第一に挙げるべきは、本プログラムによる資金提供が、在外研究最初期の環境構築にとって極めて重要な役割を果たしたことである。2020 年以降全世界的に展開したコロナ感染症の影響は、漸くその終息への道筋が見えはじめ、ドイツでは日常生活に対する影響を殆ど感じない程度にまで至ったが、それでもなお日本と海外を跨ぐ形の研究遂行には多くの障害が伴ったままである。それに加えて今年 2 月に突如勃発し今もなお継続中のロシアによるウクライナ侵攻は、日本とヨーロッパそれぞれの経済に著しい負荷を強いることとなった。その一つとして、ロシア産天然ガスの禁輸措置に伴う燃料費の高騰が挙げられ、本プログラムによる渡航費援助がなければ、渡航計画自体の断念さえ選択肢に入る状況であった。本プログラムによる資金提供は、これらの経済的に憂慮すべき事態に対して、一定の余裕を持って対応することを私に許したという点で、大いに有益であった。

2) 採用期間中の研究の進展

安定した研究環境の構築に伴い当初の期待以上の研究成果を上げられたことも、本プログラムに負う点として挙げられるべきであろう。これまでの 3 か月のミュンスター大学への滞在からは、既に論文にして上述の通り 2 本分の分析結果を得ており、本プログラムの支援が採用者の研究の進展に於いて極めて大きな援助となったことは、疑いの余地がない。

以上の二点が本プログラム採用によって得られたことの大まかな概要であるが、より間接的なものとしては、海外滞在生活による語学力の向上や現地研究者との交流が挙げられよう。